

「労働法」試験 (2017.07.31 実施) 解説<最終版>

2017.08.23 佐藤

## I. 全体についての講評

### 1. 全体 論理的記述を行うこと。

1. 答案全体についての問題として、論理的記述のできていないものが多い。設問についての以下の講評の中で提示している単語が登場はするが、それが論理的につながっていない答案が多い。設問の1. から4. は、あくまで論理的に記述することができるために設定した設問である。関連する単語が登場することよりも、論理的に記述できていることの方が重要である。

2. 前提として、自分の頭で考えること。丸暗記しても、論述は解答できない。どのように論理がつながっているのかを考えてもらいたい。

### 2. 各設問

1. 論点は、法的論点でなければならない。講義テーマは法的論点ではない。

他の設問と同じ配点であるのだから、内容を説明する形で解答すること。

2. 法内容の説明の「法」は、法学入門で法源として述べられたこと。制定法と判例法です。何度も講義中で繰り返しましたが、一方しか書いていない人が多くいました。また、法律条文の数字だけを書いて意味はない。中身を書かなければならない(言うまでもないことだが、中身とは、条文を書き写すことではない)。

判例は、事案の結論ではなく、法理が重要なのです。事案の結論だけの人が多かったですね。

3. 諸説は、少なくとも講義で述べたレベルの内容は記述されていなければならない。

講義で述べたように、説の名称だけを書いては解答にはならない。説の名称は説の内容を理解するための手がかりにすぎないので、説の内容を書かなければならない。

説は、判断基準についての様々な考え方ですので、特定の結論が導き出されるものではない。いかなる結論となるかは、ケース・バイ・ケース。

4. 自説の述べ方は、一回生「法学ライティング」等の講義で学習した内容が必要。

5. わずかの新聞記事から事例についての判断などはできない

6. 全体をみて採点した。個々の部分だけだと以下の解答例に近いことが記載されていても、他の部分から判断して、理解できていないと考えられる場合には、部分点は出していない。

## II. 合格率：95.0%

2016年度は96.3%、2015年度は93.2%、2014年度は92.7%、2013年度は90.6%、2012年度は95.7%、2011年度は92.5%、2010年度は97.7%、2009年度は95.6%、2008年度は94.5%、2007年度は93.2%。  
受験者：322人、合格者：306人、不合格者：16人。以外に、事実上の棄権・講義不受講者が6人。  
合格者中における評価割合は、A+：6.2%、A：26.8%、B：38.9%、C：28.1%

2016年度は、A+：5.6%、A：21.6%、B：42.2%、C：30.6%

2015年度は、A+：5.5%、A：26.5%、B：43.4%、C：24.7%

2014年度は、A+：5.8%、A：24.7%、B：41.6%、C：27.9%

2013年度は、A+：5.7%、A：22.6%、B：37.0%、C：34.8%

2012年度は、A+：5.0%、A：23.8%、B：43.0%、C：28.3%

2011年度は、A+：4.6%、A：22.8%、B：39.8%、C：32.4%

2010年度は、A+：5.5%、A：27.6%、B：41.7%、C：25.2%

2009年度は、A+：5.2%、A：26.0%、B：43.5%、C：25.3%

2008年度は、A+：4.7%、A：21.1%、B：45.0%、C：29.2%。

なお学部基準は、A+：5%程度、A：25±5%程度、B：40±5%程度、C：30±5%程度です。

\*合格率は例年並みでしょう。評価割合では、A+とAの評価が多い感じです。全体としてよくできていました。

### Ⅲ. 個別問題毎の講評

①から⑤の新聞記事から二つ選び、それぞれ次の点につき答えなさい。

1. 記事において問題となっている労働法上の論点
2. その論点の前提となる法内容の説明
3. その論点に関する諸説
4. その論点に関する自らの見解

注意：1. 選択した記事番号を明記すること。二題の解答がないと回答とは認めない。二題の解答の順序は問わない。  
2. 一題を解答用紙の表面に他の一題を裏面に書く目安で記述すること。解答に関係ない事項を記入した答案は無効と扱う。  
3. 採点基準（各問50点満点、合計100点満点で採点する）  
a) 設問の1. から4. の項目毎に、基本的には○△Xの三段階評価を行う。  
b) 必要なことが述べられていれば○で10点、不十分ならば△で5点、関係することが何も述べられていないとXで0点。  
c) さらに、独創的な考えがみられた場合には、各問共に10点の範囲で追加点をつける。

#### ①長井市事件

朝日新聞 2001年03月13日

行財政改革に伴い、長井市が職員給料の削減を提案している問題で、市職員労働組合は十二日、提案の白紙撤回を求めて庁舎内の廊下で座り込みを始めた。トラブルなどはなかったが、この日の労使交渉も平行線で、進展しない場合、市職労組側は十六日まで座り込むという。市職労組側によると、市職員は事前に年休届けを出しているのに、法律上問題ない、という。市総務課では、「座り込みは地方公務員法で禁止された争議行為だ。年休を取っての座り込みは認められない」との見解だ。

##### 1. 労働法上の論点

1. 要点： 遵法闘争が法的に争議行為と評価されるか否か
2. 採点基準： 項目があれば、△。説明がされていれば、○

##### 2. 法状況の説明

1. 要点： 労調法7条では争議概念として業務の正常な運営を阻害する行為  
争議行為の正当性判断要件: 目的の正当性と手段・態様の正当性
2. 採点基準： 部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○

##### 3. 諸説

1. 要点： 争議行為説、権利行使説
2. 採点基準： 説の名称のみでは、×。内容が述べられていて、△。根拠が述べられていれば、○

##### 4. 自説

2. 採点基準： 自らの立場が選択されていることが最低限必要。  
採用しない説についての反論があれば、○

#### ②ソクハイ事件

朝日新聞 2011年11月03日

バイク便の会社の自転車便スタッフだった男性2人が、契約満了を理由に雇用契約を打ち切られたのは無効だとして、会社を相手取り、労働者としての地位確認と慰謝料計200万円などを求める訴えを2日、東京地裁に起こした。バイク便大手「ソクハイ」と業務委託契約を結んで自転車便スタッフの仕事をしてきたが、契約が打ち切られた。会社側は、2人は「個人事業主」として働いていて契約が満了したとしているが、原告側は実際には会社から携帯電話を通じて指揮監督を受けて働いており、会社に雇用される「労働者」だったと主張している。

##### 1. 労働法上の論点

1. 要点： 労務供給型契約者の労働者性の有無  
\* 「労務供給型契約」とは何かを説明することが必要です。
2. 採点基準： 項目があれば、△。説明がされていれば、○

## 2. 法状況の説明

- 1.要点 : 労基法 9 条・10 条、労基研報告・最高裁判決
- 2.採点基準 : 部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○

## 3. 諸説

- 1.要点 : 労働者性拡大(経済的従属があれば)、第三類型(個別条文毎に労働者性判断)、非労働者化(労働法以外での救済)
- 2.採点基準 : 説が述べられているだけだと、△。内容(とりわけ根拠)が述べられていれば、○

## 4. 自説

- 2.採点基準 : 自らの立場が選択されていることが最低限必要。  
採用しない説についての反論があれば、○

## ③熊本県信用組合事件

朝日新聞 2002 年 01 月 18 日

熊本県信用組合が3月末をめどに全職員をいったん退職させ、再雇用する際に退職金を信組に出資するよう求める資本増強策を検討していることが17日わかった。昨年3月末で約10億円ある退職給付引当金を信組資本に組み入れる方策で、4月からのペイオフ解禁に備えた経営改善計画の一環という。職員の一部には「出資が実質的な再雇用の条件だ」と反発する声もある。信組側は、職員の再雇用の希望調査を進めており、再雇用する場合は、解雇日と同じ即日採用になる。

### 1. 労働法上の論点

- 1.要点 : 変更解約告知の法的正当性
- 2.採点基準 : 項目があれば、△。説明がされていれば、○

### 2. 法状況の説明

- 1.要点 : 労働契約法 16 条(解雇規制)、解雇制限法理、一方的な契約変更はできない
- 2.採点基準 : 部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○

### 3. 諸説

- 1.要点 : 賛成説、条件付賛成説、反対説
- 2.採点基準 : 説が述べられているだけだと、△。内容(とりわけ根拠)が述べられていれば、○

### 4. 自説

- 2.採点基準 : 自らの立場が選択されていることが最低限必要。  
採用しない説についての反論があれば、○

## ④富士宮消防事件

朝日新聞 2012 年 08 月 16 日

富士宮市が2010年までの約5年間で、消防職員の休日勤務手当のうち約8200万円を支給せず、対象職員約170人と受け取り放棄で合意していたことが、15日分かった。市も過払い分約4400万円を放棄した。市は昨年1月、消防職員らに対して、未払い分の受け取りの放棄を打診。1人を除き全対象者の合意を得た。市は同2月、市議会の承認を得て、過払い分の請求を放棄した。この対応で当時の市幹部らは労基法違反など容疑で刑事告発されているが、市は「未払い分の請求放棄は職員の自主的な判断。市の説明や対応は適切だった」としている。

### 1. 労働法上の論点

- 1.要点 : 貸金全額支払原則のもとで自由意思に基づく貸金債権放棄の可否
- 2.採点基準 : 項目があれば、△。説明がされていれば、○

### 2. 法状況の説明

- 1.要点 : 労基法 24 条(4 原則)、使用者からの減額不可の判例、全額払原則の例外規定  
自由意思に基づく貸金債権放棄ができるとした最高裁判決  
\* 「使用者からの貸金債権の放棄はできない」といった記述が何件もみられました。意味不明です。  
\* 「相殺を申し出る」といった記述もありました。相殺は一方的行為です。
- 2.採点基準 : 部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○

### 3. 諸説

- 1.要点 : 可能説、可能だが自由意思を客観的にかつ厳格に認定する、不可能説  
\*可能説と可能だが厳格解釈説とはどこが違っているのが理解できていない解答が大半でした。
- 2.採点基準: 説が述べられているだけだと、△。内容(とりわけ根拠)が述べられていれば、○

### 4. 自説

- 2.採点基準: 自らの立場が選択されていることが最低限必要。  
採用しない説についての反論があれば、○

## ⑤旧 NEC セミコンダクターズ事件

朝日新聞 2010年06月10日

旧NEC系会社の熊本錦工場で働いていた男性3人が、同社など3社に対して労働契約上の地位確認と未払い賃金、慰謝料などを求めた訴訟の第1回口頭弁論が9日、熊本地裁であり、被告側は争う姿勢を示した。訴状などによると、3人は人吉市内の運送会社と雇用契約を結んだが、別の会社を介して業務委託を結んでいた旧NECセミコンダクターズ九州・山口で働き、同社の従業員から指揮命令を受けていた。しかし、2008～09年にかけて「生産縮小のため」として運送会社から解雇されたという。原告側は「運送会社とは雇用契約の実態がない。旧NEC系会社や仲介した別の会社との雇用契約が成立している」と主張している。

### 1. 労働法上の論点

- 1.要点 : 違法派遣の救済として黙示の労働契約成立を認めることができるか否か
- 2.採点基準: 項目があれば、△。日本語になっていれば、○

### 2. 法状況の説明

- 1.要点 : 労働者派遣法、違法派遣(偽装請負)  
松下PDP事件最高裁判決
- 2.採点基準: 部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○

### 3. 諸説

- 1.要点 : 肯定説、否定説  
\*ペナルティとして労働契約成立させる、という解答が多くみられましたが、そのようなことはあり得ません。ペナルティは損害賠償ですから。あくまで、労働契約成立の要件との関係で、それを緩和する、その背景的考慮としてペナルティ、があるのです。
- 2.採点基準: 説が述べられているだけだと、△。内容(とりわけ根拠)が述べられていれば、○

### 4. 自説

- 2.採点基準: 自らの立場が選択されていることが最低限必要。  
採用しない説についての反論があれば、○

## 前回講義のまとめ

- 1.内容: <論点>労基法遵守させるための手段として、労基署による強制力の強化であるべきか否か  
<法>労働基準監督書(行政上の強制力と司法警察職員の権限)  
<諸説>強制力強化、啓発活動の強化、自主的紛争解決の援助
- 2.Reading Assignment に関する設問についての解説
  - 1.基準監督が困難な現状、2.違反が基準監督の場に現れてこない状況
  - 3.「法違反の是正」を通じての労働者の権利保護、4.違反是正における労使の「自主的解決」の促進

### [課題提出者数]

	5/29	5/30	6/05	6/06	6/12	6/13	6/19	6/20	6/26	6/27	7/03	7/04	7/10	7/11	7/17	7/18
3回生	247	251	254	247	245	251	244	248	250	250	251	240	246	251	252	250
4以上	69	68	69	70	60	65	69	69	70	64	69	60	63	66	67	65
他	1	1	1	1	2	3	3	3	2	4	3	2	2	1	2	1
合計	317	320	324	318	307	319	316	320	322	318	323	302	311	318	321	316
平均点		7.2	7.2	7.4	7.1	7.3	7.6	8.1	7.1	7.6	7.6	7.8	7.7	8.4	8.3	8.1

\*平均点は、前半講義の平均点も含めて、順調に上がっていったといえるでしょう。